

○広島県警察被害者支援員制度の制定について（例規通達）

平成11年 8 月20日

広警務第807号・広総務第287号・広生企第595号・広地域第673号・広刑総第585号・広交企第

582号・広公一第180号警察本部長

改正 平成13年 4 月広警相第81号 平成14年 4 月広警務第631号

平成15年 3 月広警務第454号 平成16年 4 月広警務第639号

平成16年 9 月広警相第287号 平成18年 8 月広警相第152号

平成19年 4 月広警務第796号 平成20年 2 月広警務第244号

平成20年 6 月広警相第162号 平成22年 3 月広警相第69号

平成25年 8 月広警務第1256号 平成27年 2 月広警相第71号

平成28年 1 月広総務第97号 令和 6 年 8 月 1 日

各部長・参事官

各所属長

被害者対策については、広島県警察における被害者対策推進要綱の制定について（平成 8 年 6 月24日付け広警務第615号外）に基づき、各種施策を推進しているところであるが、この度、みだしの制度を別添のとおり制定したので、その効果的運用に努められたい。

記

1 制度の目的

本県では、平成 8 年以降、広島県警察の総合力を発揮して組織的な被害者対策に取り組んでいるところであるが、被害者支援は、被害者に直接接する警察署等での対応が最も重要であること、さらに犯罪被害者又はその遺族の要望からみると、事件発生直後における被害者支援措置が求められていること等から、事件発生後の初期的段階において、被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対する支援（以下「被害者支援」という。）をより一層充実させることとし、本制度を制定するものである。

2 制度の概要

本制度は、広島県警察における被害者支援の総合的かつ効果的な推進を図るため、被害者支援責任者の設置、被害者支援係等の任務及び事件発生後の初期的段階における効果的な被害者等への支援措置を行う被害者支援員の指定、任務、内容等について定めている。

3 制度の施行時期

本制度は、平成11年 9 月 1 日から施行する。

別添

広島県警察被害者支援員制度実施要領

第1 趣旨

この要領は、被害者連絡実施要領の制定について（令和5年10月26日付け警察本部長通達）に定める身体犯又は重大な交通事故事件及び警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長が必要と認める事件（以下「対象事件」という。）発生後の初期的段階における被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対する支援（以下「被害者支援」という。）を充実させるため、広島県警察被害者支援員制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 被害者支援責任者

- 1 本制度を効果的に推進するため、各警察署及び警察本部の関係所属（以下「本部関係所属」という。）に被害者支援責任者を置く。
- 2 被害者支援責任者には、警察署にあつては副署長又は次長を、本部関係所属にあつては次席又は副隊長をもって充てる。
- 3 被害者支援責任者は、警察署長及び本部関係所属の長（以下これらを「所属長」という。）の指揮を受け、所属職員による被害者支援業務の調整を図り、その推進状況を掌理するものとする。

第3 被害者支援員

1 被害者支援員の上申等

所属長は、被害者支援員に適任と認められる者を警務部警察安全相談課長（以下「警察安全相談課長」という。）を経由して本部長に上申し、本部長はその上申に基づき、被害者支援員を指定するものとする。

2 被害者支援員が対応すべき被害者等

対象事件の被害者等とする。ただし、明らかに被害者支援員の対応が必要ないと認められる場合は除く。

3 被害者支援員の任務等

(1) 任務

被害者支援員は、被害者等に対する付添い、関係資料の交付、必要事項の説明、要望の聴取等の被害者支援を実施することを任務とする。

なお、性犯罪の被害者については、原則として被害者が希望する性別の被害者支援員が対応するものとする。

(2) 被害者支援員の運用

被害者支援責任者は、対象事件が発生した場合は、被害者支援員の中から適任者を指名して被害者支援を実施させるものとする。被害者支援員の指名に当たっては、捜

査への支障がないように、対象事件主管課（係）以外の被害者支援員を運用することなどに配慮して行うこと。

なお、運用に当たって被害者支援責任者は、被害者支援員と捜査員との緊密な連携について指導するものとする。

(3) 当直における被害者支援員の運用

被害者支援責任者は、当直体制を編成する際、可能な限り被害者支援員が当直員の中に含まれるように配慮するものとする。

なお、当直員の中に被害者支援員が含まれない場合に対象事件が発生したときは、被害者支援責任者が適任の被害者支援員を指名して招集し、被害者支援を実施させるものとする。

(4) 被害者支援を実施すべき期間

被害者支援を実施すべき期間は、原則として対象事件発生後から初期的被害者支援が終了するまでの期間とする。被害者支援の終了時期については、被害者支援責任者が、被害者等の要望、事件の推移状況等を判断し、所属長の指揮を受けて決定するものとする。

なお、被害者支援の終了後に、再び被害者支援が必要となった場合には、所属長の指揮を受けて被害者支援を再び実施するものとする。

(5) 派遣要請等

ア 所属長は、他所属の被害者支援員の派遣を必要とすると認めたときは、警察安全相談課長を経由して本部長に派遣を要請するものとする。

イ 前アの要請を受けた本部長は、必要と認めるときは、派遣する被害者支援員を選定し、当該被害者支援員が所属する所属長に派遣を命ずるものとし、派遣を命ぜられた所属長は、当該被害者支援員を、派遣を要請した所属に派遣するものとする。

この場合において、警察安全相談課長は、被害者支援員の派遣に係る連絡及び調整を行うものとする。

4 教養の徹底

所属長は、警務部警察安全相談課被害者支援室と連携し、被害者支援員に対して被害者支援に関する教養を行い、資質の向上を図るものとする。

5 報告

(1) 被害者支援員は、別に定める方法により、被害者支援の実施状況を所属長に報告するものとする。

(2) 所属長は、別に定める方法により、被害者支援の実施結果を警察安全相談課長に報

告するものとする。

第4 補則

この要領に定めるもののほか、被害者支援員制度の実施について必要な事項は、警務部長が定める。